

第3回 光市中学校部活動改革推進協議会

スポーツ活動推進部会 要項

令和6年3月18日（月）

光市教育委員会 1階ホール

1 開会

2 議事

(1) 協議（報告）事項

ア 「光市中学校部活動の地域移行に係る基本的な考え方」の一部改正について

イ 試行運用に向けた制度の整備について

(ア) 光市地域クラブ活動(試行運用)実施要綱について

(イ) 各施設の使用料等について

ウ 情報発信について

3 閉会

第3回 光市中学校部活動改革推進協議会スポーツ活動推進部会 参加者一覧

1 スポーツ活動推進部会（20名）

番号	区分	所属等	氏名	備考
1	部長	スポーツNPO法人ひかりクラブ理事長	寺田 正示	
2	教職員	光市中学校体育連盟会長（島田中学校校長）	浴口 努	
3	教職員	教頭会代表（島田中学校教頭）	下岡 卓矢	
4	教職員	光市中学校体育連盟理事長（浅江中学校教諭）	藤井 仁詩	
5	地域	光市スポーツ協会会長	橋本 均	
6	地域	公益財団法人光市スポーツ振興会理事長	小松 和司	
7	地域	光市スポーツ少年団事務局	安野 展由	
8	地域	障害者スポーツ団体ひかり苑	國澤 宗厳	
9	地域	障害者スポーツ団体ひかり苑	大濱 和則	
10	地域	光市野球連盟	有井 弘樹	
11	地域	光市卓球協会	林 康則	
12	地域	光市バレーボール協会	秋友 隆	
13	地域	光市陸上競技協会	弘中 祥夫	
14	地域	光市セーリング連盟	中村 公俊	
15	地域	光市バスケットボール協会	中野 龍一	
16	地域	光市ソフトテニス連盟	阿部 剛	
17	地域	光市剣道スポーツ少年団	中島 健介	
18	P T A	光市P T A連合会副会長(周防小)	有末 潤	
19	行政	福祉保健部福祉総務課長	岡村 光泰	
20	行政	教育委員会スポーツ推進課長	三好 知弘	

2 事務局（教育委員会）

番号	区分	所属等	氏名	備考
1	行政	学校教育課長兼部活動改革推進室長	原田 敦史	
2	行政	学校教育課指導係長兼部活動改革推進室学校部活動担当係長	中野未千尋	
3	行政	文化・社会教育課文化振興係長兼部活動改革推進室文化芸術担当係長	河原 剛	
4	行政	スポーツ推進課スポーツ推進係長兼部活動改革推進室スポーツ担当係長	小田亜紀子	
5	行政	部活動改革推進室部活動改革推進係長	宮本 佳典	

光市中学校部活動の地域移行に係る基本的な考え方

光市中学校部活動改革推進協議会

令和5年12月

1 目指す姿

国の示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、学校における部活動を地域における活動へと積極的に変えていくとともに、「地域の子どもたちは学校を含め地域で育てる」という意識の下、一人ひとりの子どもの願いに応じたスポーツ・文化芸術活動をはじめ、種々の活動に親しむことのできる持続可能で多様な環境と体制を整備することにより、望ましい成長を図ることができ活動の場を構築する。

2 地域移行の方向性

(1) 地域移行の時期

- 国の示す「改革推進期間（令和5年度から令和7年度）」の3年間を目途に、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行い、令和8年度中の学校部活動の地域移行の実現を目指す。なお、学校部活動の地域移行は、平日、休日の区別なく行うこととする。
- 学校部活動については令和7年度末をもって終了することを基本とするが、令和8年度に中学校3年生になる生徒が所属する学校部活動の終了時期については、各学校等の実情によるものとする。

(2) 運営形態

- 学校単位の「学校部活動」から地域による「地域クラブ活動」に移行する（国が示す類型例の「地域スポーツ団体等運営型」（別紙〈資料1〉）を基本とする）。

(3) 活動内容

- 既存の地域スポーツ・文化芸術活動を基本的な移行先の受け皿としつつ、生徒の状況に適した多様な活動の場を検討する。

(4) 地域移行の工程

- 大会の在り方等の見直し状況も勘案しながら、活動の運営主体となる地域団体等の体制が整った活動から順次移行する。
- 「学校部活動」と「地域クラブ活動」が併存する移行期間を設けるなど、生徒や保護者、学校にとって円滑な移行を検討する。

(5) 指導者

- 大会等参加に必要な指導者資格や指導者としての資質・能力を有する地域の指導者（一部教職員の兼職兼業）とする。

(6) 会費等

- 指導者の報酬、保険料、移動費用、会場使用料、用具代などについては、受益者負担を基本とする。

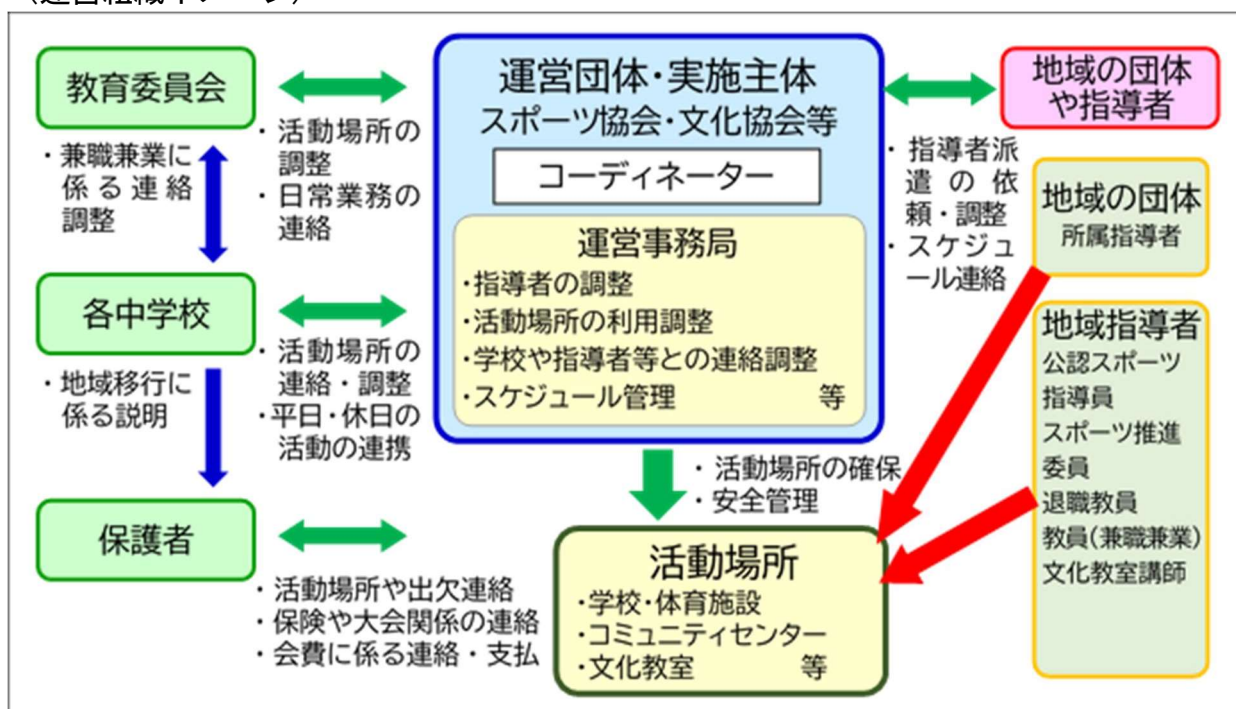
3 地域移行推進のための体制

- (1) 中学校部活動の地域移行の取組は、教育委員会が主管する。
- (2) 教育委員会は、地域移行に係る計画や取組の詳細等を協議する機関として光市中学校部活動改革推進協議会を設置し、協議会の報告を受け地域移行に係る施策を決定する。
- (3) 学校は地域スポーツ・文化芸術団体等との連携を深めるとともに、生徒・保護者等からの情報収集、並びに部活動の移行に関する情報の提供および周知に協力する。また、円滑な移行のための校内体制の構築、学校施設の提供、生徒・保護者等への連絡調整を行う。
- (4) スポーツ・文化芸術活動等各地域団体は、各協会、教育委員会、学校と連携し中学生の多様な体験機会の確保に努める。

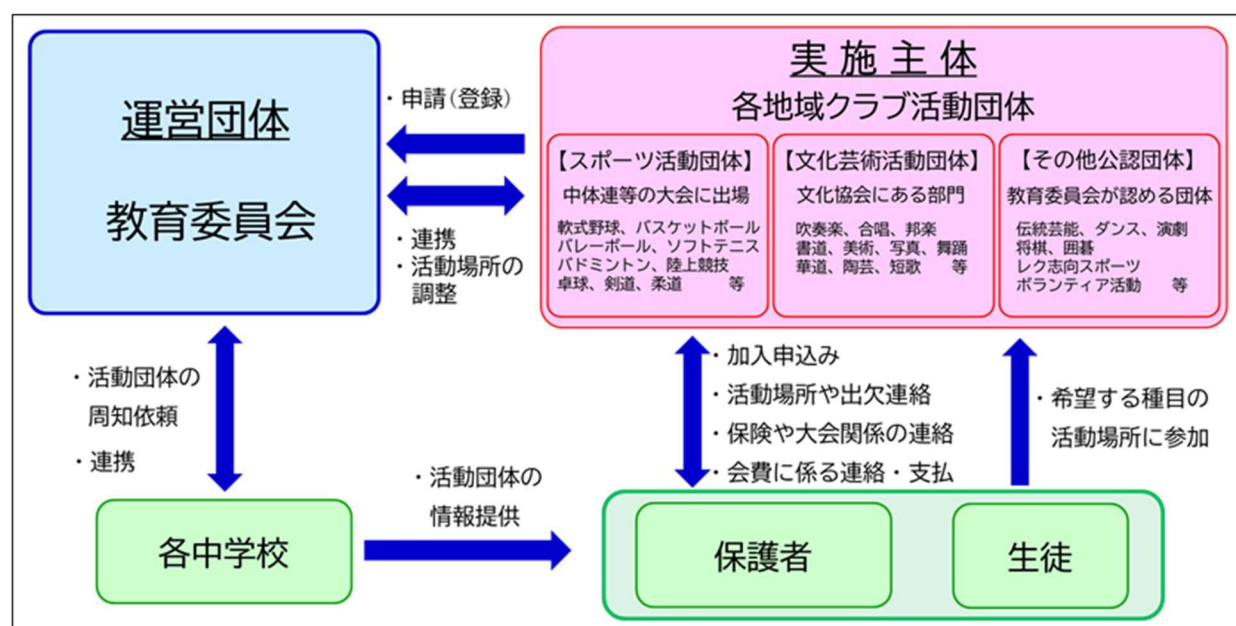
〈資料1〉 地域移行完了後の運営組織

- スポーツ協会や文化協会等地域団体が運営の中心となり、地域や中学校等と連携する「スポーツ・文化協会等運営型」とする。
- スポーツ協会や文化協会等が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校や指導者、生徒・保護者等との連絡調整、活動場所の利用調整、地域のスポーツ団体等との連絡調整などを行う。
- スポーツ協会や文化協会等は、地域の指導者である公認スポーツ指導者や退職教職員、兼職兼業の教員、保護者、大学生等の地域のスポーツ・文化指導者に依頼を行い、指導者として派遣することができる。

(運営組織イメージ)



●令和7年度までの運営体制イメージ



光市地域クラブ活動（試行運用）実施要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、生徒の持続可能なスポーツ・文化芸術活動の実現に向けた体制を整備するため、地域クラブ活動を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 地域クラブ活動団体 地域でのスポーツ活動や文化芸術活動等を通じて、子どもたちの健全育成を図ることを目的とした団体で、光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の登録を受けたものをいう。
- （2） スポーツ活動団体 地域クラブ活動団体のうち、山口県スポーツ協会等が主催する大会への出場を目指すものをいう。
- （3） 文化芸術活動団体 地域クラブ活動団体のうち、光文化協会の部門にある活動をするものをいう。
- （4） その他公認団体 地域クラブ活動団体のうち、前2号のいずれにも該当しないものをいう。

（地域クラブ活動団体）

第3条 地域クラブ活動団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- （1） 国が示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っていること。
- （2） 規約等に基づき団体の運営を行い、会計について適切に執行し、必要に応じて公の場で承認を受けていること。
- （3） 活動の維持及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること。
- （4） 代表者、指導者及び参加者が、自身の怪我等を補償する保険又は個人賠償責任保険に加入していること。

(代表者及び指導者)

第4条 地域クラブ活動団体には、代表者及び指導者を置かなければならない。

ただし、代表者が指導者を兼ねることを妨げない。

- 2 代表者は、地域クラブ活動団体を代表し、当該団体の運営を統括する。
- 3 指導者は、地域クラブ活動団体における活動の実技等の指導を行う。
- 4 指導者のうち少なくとも1人以上は、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当する者でなければならない。

(1) スポーツ活動団体 光市スポーツ協会に加盟する団体に所属する者又は光市スポーツ少年団の指導者として登録を受けている者で、公認指導者資格を保有しているもの又は教育委員会が指定する指導者研修会等を受講したもの

(2) 文化芸術活動団体 光文化協会に加盟する団体に所属し、及び教育委員会が指定する指導者研修会等を受講した者

(3) その他公認団体 教育委員会が指定する指導者研修会等を受講した者
(代表者及び指導者の責務)

第5条 地域クラブ活動団体の代表者及び指導者は、当該地域クラブ活動団体に加入する生徒に対して、次に掲げる事項の責務を負うものとする。

- (1) 地域クラブ活動団体の活動内容に関する指導
- (2) 安全な活動のための知識及び技能の指導
- (3) 大会、練習試合その他の活動の引率
- (4) 活動に使用する用具及び施設の点検管理
- (5) 事故が発生した場合の応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者及び学校への連絡その他の必要な対応

(登録の申請等)

第6条 地域クラブ活動団体の登録を受けようとする団体の代表者は、地域クラブ活動団体登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 団体の運営に関する規約
 - (2) 第4条第4項の要件に該当する指導者に係る公認指導者資格証又は教育委員会が指定する指導者研修会等を受講したことがわかる書類の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、当該申請をした団体が地域クラブ活動団体として適当であると認めるときは、当該団体を地域クラブ活動団体として登録し、当該団体に地域クラブ活動団体登録通知書（様式第2号）により通知するものとする。
 - 3 地域クラブ活動団体の代表者は、第1項の規定による申請の内容に変更があったときは、地域クラブ活動団体登録事項変更届出書（様式第3号）に、必要な書類を添えて、速やかに教育委員会に届け出なければならない。
 - 4 地域クラブ活動団体の代表者は、地域クラブ活動団体の登録を取り消そうとするときは、地域クラブ活動団体登録取消申請書（様式第4号）を速やかに教育委員会に提出しなければならない。
 - 5 教育委員会は、前項の規定による申請があったとき、地域クラブ活動団体が第3条若しくは第4条の規定に該当しなくなったとき、又は地域クラブ活動団体として登録することが不相当と認めるときは、地域クラブ活動団体の登録を取り消し、当該団体に地域クラブ活動団体登録取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（適正な運営の確保等）

第7条 地域クラブ活動団体の適正な運営を確保するために、教育委員会は必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和6年1月26日から施行する。

光市教育委員会

代表者住所

氏名

地域クラブ活動団体登録申請書

以下のとおり、地域クラブ活動団体として登録したいので、関係書類を添えて申請します。

名 称	
登録する団体の種別 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> スポーツ活動団体 <input type="checkbox"/> 文化芸術活動団体 <input type="checkbox"/> その他公認団体
競技等の種目	
代 表 者	氏 名
	住 所
	所 属 団 体 名
団 体 の 状 況 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 国が示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っている。 <input type="checkbox"/> 規約等に基づき団体の運営を行い、会計について適切に執行し、必要に応じて公の場で承認を受けている。 <input type="checkbox"/> 活動の維持及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定している（1月当たりの会費_____円）。 <input type="checkbox"/> 代表者、指導者及び参加者が、自身の怪我等を補償する保険又は個人賠償責任保険に加入している。
添 付 書 類	1 団体の運営に関する規約 2 公認指導者資格証又は教育委員会が指定する指導者研修会を受講したことがわかる書類の写し（「有」の指導者分のみ） 3 その他教育委員会が必要と認める書類

年 月 日現在

指導者名簿（団体名： _____）		
氏名	住所	公認指導者資格又は教育委員会が指定する指導者研修会の受講の有無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無

住 所

氏 名

地域クラブ活動団体登録通知書

年 月 日付けで申請のありました団体については、光市地域クラブ活動（試行運用）実施要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり地域クラブ活動団体として登録しましたので通知します。

年 月 日

光市教育委員会



記

登録した地域クラブ活動団体

名 称	
団 体 の 種 別	
競 技 等 の 種 目	
代 表 者 氏 名	

年 月 日

光市教育委員会

代表者住所

氏名

地域クラブ活動団体登録事項変更届出書

下記のとおり、地域クラブ活動団体の登録に係る事項について変更がありましたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

		変更の内容	
		変更前	変更後
名	称		
代 表 者	氏 名		
	所 属 団 体 名		
規	約	変更（有・無）	
指 導 者 の 名 簿		変更（有・無）	
変 更 年 月 日		年 月 日	
関 係 書 類		1 団体の運営に関する規約 2 指導者名簿（様式第1号別紙） 3 その他教育委員会が必要と認める書類	

（備考）

- 1 規約の変更の場合は、変更後の規約を添付すること。
- 2 指導者の変更の場合は、変更後の指導者名簿を添付すること。
- 3 公認指導者資格又は教育委員会が指定する指導者研修会等の受講歴を有する指導者を新たに加える場合は、当該指導者に係る公認指導者資格証又は教育委員会が指定する指導者研修会等を受講したことがわかる書類の写しを添付すること。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

光市教育委員会

代表者住所

氏名

地域クラブ活動団体登録取消申請書

下記のとおり、地域クラブ活動団体の登録を取り消したいので申請します。

記

登録を取り消す 地域クラブ 活動団体	名 称	
	所在地	
登録を取り消す年月日	年 月 日	
登録を取り消す理由		

住 所

氏 名

地域クラブ活動団体登録取消通知書

年 月 日付け指令光教部第 号で登録しました地域クラブ活動団体については、光市地域クラブ活動（試行運用）実施要綱第6条第5項の規定により、下記のとおり登録を取り消しましたので通知します。

年 月 日

光市教育委員会 印

記

登録を取り消した地域クラブ活動団体

名 称	
団 体 の 種 別	
競 技 等 の 種 目	
代 表 者 氏 名	
登録を取り消した理由	

地域クラブ活動団体登録要件確認書



ガイドライン

次の要件を確認し、該当するものに☑してください。

共通項目

- 国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っている。
- 規約等に基づき団体の運営を行い、会計について適切に執行し、必要に応じて公の場で承認を受けている。
- 活動の維持運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定している。
- 代表者、指導者及び参加者が、自身の怪我等を補償する保険又は個人賠償責任保険に加入している。

スポーツ活動団体

- 代表者等が光市スポーツ協会に加盟する団体に所属している、または光市スポーツ少年団の指導者として登録している。
- 代表者等が公認指導者資格を有している、または市が示す指導者研修会等を受講している。

文化芸術活動団体

- 代表者等が光文化協会に加盟する団体に所属しており、教育委員会が指定する指導者研修会等を受講している。

その他公認団体

- 代表者又は指導者が教育委員会が指定する指導者研修会等を受講している。

代表者等の責務

- 代表者等は、加入する生徒に対して、次に掲げる事項の責務を負うものとする。
 - (1) 地域クラブ活動団体の活動内容に関する指導
 - (2) 安全な活動のための知識及び技能の指導
 - (3) 大会、練習試合その他の活動の引率
 - (4) 活動に使用する用具及び施設の点検管理
 - (5) 事故が発生した場合の応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者及び学校への連絡その他の必要な対応

活動日時、活動場所			
募集対象		募集定員	
会費			
保険内容(保険会社、掛け金)			
代表者 E-mail アドレス			

上記のことを確認し、誠実に団体の運営、生徒への指導を行います。

令和 年 月 日

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

電 話 番 号 _____

会議結果報告

- 1 会議の名称
第2回光市中学校部活動改革推進協議会スポーツ活動推進部会
- 2 開催日時
令和5年11月8日（水）18時30分～19時55分
- 3 開催場所
教育委員会1階ホール
- 4 出席人数
委員16名（4名欠席）、事務局5名、傍聴者なし、報道関係者1社
- 5 公開・一部非公開の別
公開
- 6 会議の議事録（要旨）
 - (1) 開会
 - (2) 委嘱状交付
 - (3) 議事
 - ア 所管説明
配布資料に沿って説明
 - イ 協議事項
 - (ア) 地域クラブ活動団体の登録要件（素案）について
→事務局案について承認され、代表者会議に報告することとした。

【委員】

公認指導者資格を取得するにあたって、市からの補助についてはいかがか。

【事務局】

現時点でははっきり言えることはないが、令和6年度の予算要求として、日本スポーツ協会のコーチ1を取得できる費用について、補助金として要求をしている段階。

【委員】

コーチ1の資格について、山口県内で取得のための講座が開催されることが少ないが、県の方で積極的に講座開設の働きかけがあるか。

【事務局】

今のところはそのような話は聞いてない。

【委員】

公認指導者資格を有している、または市が示す指導者研修会等を受講しているということで、どちらでも良いということになれば、手軽な方を選ぶことになると思われ、チームや種目によって取得にばらつきが出る可能性がある。その辺りの取り扱いについてどのように考えているのか。

【事務局】

中体連の大会に地域クラブ活動団体として参加する場合に求められている要件によって、必要な指導者資格は分かれるものと考えている。

【委員】

地域クラブ活動団体の活動を開始する際に、個別に保険をかけるべきなのか、それとも現在学校での保険が適用されるのか。

【事務局】

学校で加入している日本スポーツ振興センターの保険は、学校管理下での活動において怪我等があった場合に補償されるものであり、地域クラブ活動団体での活動については対象外となるため、別に保険に加入していただくということになる。県スポーツ協会が推奨する「スポーツ安全保険」があり、これは文化芸術活動団体も加入できる。

(イ) 各施設の使用料等について

→事務局案について承認され、代表者会議に報告することとした。

【委員】

スポーツ少年団が使用する場合、光市総合体育館と大和スポーツセンターの減免の範囲は大会のみか。

【事務局】

練習及び行事等について減免対象としている。

【委員】

スポーツ公園のナイター設備の使用料については減免の対象か。

【事務局】

ナイター設備については減免の対象外となっている。

【委員】

社会体育の活動に係る小中学校体育施設の利用は19時からとなっているが、地域移行後においては17時から体育館等の使用が可能となることが想定されるが、この時間帯の貸し出しについてどのように検討しているか。

【事務局】

これから検討が必要であると認識しているが、学校部活動が廃止となった場合においては、学校へお願いしていきたい。

【委員】

小中学校の体育施設は現在多くの団体が利用しており、これに地域クラブ活動団体が利用するとなると、すべての団体が定期での活動が難しくなることが想定されるため、優先順位等について整理することが必要である。

【委員】

屋外で活動する種目について、夜間でも活動できるように照明設備の設置を要望する。

(4) 閉会

○光市中学校部活動改革推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 光市内中学校生徒のスポーツ、文化芸術等の幅広い活動機会を確保し、体力や技能の向上を図るとともに、部活動に伴う教職員の負担を軽減するため、部活動の在り方や地域移行について検討する光市中学校部活動改革推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 部活動改革に係るスポーツ・文化芸術活動の仕組みづくりに関すること。
- (2) 部活動の地域移行の円滑な推進のための具体的施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 児童生徒の保護者の代表者
- (2) 地域スポーツ・文化芸術活動団体の代表者
- (3) 学校の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

2 委員の任期は1年（4月1日から翌年3月31日まで）とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は教育長が指名し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、協議会を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(代表者会議)

第6条 協議会の議決機関として、協議会に代表者会議を置く。

- 2 代表者会議は、第2条に規定する所掌事項について協議又は検討をし、その結果について教育委員会に報告するものとする。
- 3 代表者会議に属する委員（以下「代表委員」という。）は、教育委員会が指名する。
- 4 代表者会議は、代表委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 会長は、必要に応じて代表者会議に代表委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（部会）

第7条 専門的な事項について審議するため、協議会に次に掲げる部会を置く。

（1）スポーツ活動推進部会

（2）文化芸術活動推進部会

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部長及び副部長各1人を置く。
- 4 部長は会長が指名し、副部長は部長が指名する。
- 5 部長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 第5条の規定にかかわらず、部会の会議は、部長が招集し、部長がその議長となる。
- 8 部長は、部会の会議の経過及び結果について代表者会議に報告するものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、光市教育委員会部活動改革推進室、学校教育課、スポーツ推進課及び文化・社会教育課において処理する。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和4年12月20日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。